

# 畠表の格付の表示の様式及び表示の方法

## 1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う畠表の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JAS 1017 畠表

JIS Z 8305 活字の基準寸法

## 3 用語及び定義

この格付の表示の様式及び表示の方法で用いられる用語及び定義は、**JAS 1017**による。

## 4 格付の表示の様式

格付の表示の様式については、図1とし、次のa)及びb)のとおりとする。

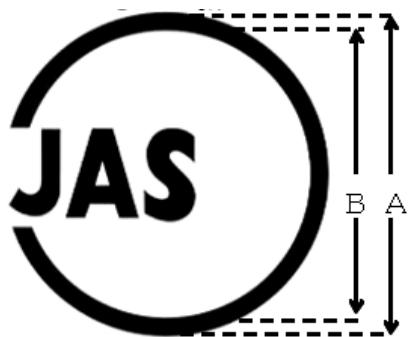


図1—格付の表示の様式

- a) Aは15mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。

## 5 格付の表示の方法

表示の方法は、次のa)～c)のとおりとする。

- a) 格付の都度、1枚ごとに、端止めから6cm以内であって、**JAS 1017**の**8.1**に規定する一括表示事項の表示に近接した箇所に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して、認証機関名を、**JIS Z 8305**に規定する8ポイントの活字以上の大さの統一のとれた活字を用いて記載しなければならない。
- c) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

#### 制定等の履歴

制 定 平成13年2月23日農林水産省告示第 231号  
改 正 平成17年12月27日農林水産省告示第1999号  
改 正 平成25年4月1日農林水産省告示第 809号  
改 正 平成30年3月29日農林水産省告示第 686号  
最終改正 令和8年2月5日農林水産省告示第 100号

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和8年2月5日農林水産省告示第100号  
令和8年2月5日から施行する。